

島根県国民健康保険運営協議会運営規程の改正について

<改正理由>

- ・国民健康保険法の改正（H30. 4. 1 施行）により、都道府県に国民健康保険運営協議会を設置することが義務付けられたため、島根県国民健康保険条例を制定。（H29. 11 議会）
- ・H29 年度までは「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」附則第 9 条の規定に基づき「島根県国民健康保険運営協議会条例」を制定し設置していたが、国民健康保険法の改正に伴い当該条例は廃止した。
- ・現行の運営規定は、廃止された「島根県国民健康保険運営協議会条例」を根拠としていたため、第 1 条を改正する必要がある。

島根県国民健康保険運営協議会運営規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この規定は、<u>島根県国民健康保険条例(平成29年島根県条例第45号)</u>(以下、「条例」という。)第7条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会(以下、「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>島根県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この規定は、<u>島根県国民健康保険運営協議会条例(平成29年島根県条例第13号)</u>(以下、「条例」という。)第7条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会(以下、「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条(略)</p>

島根県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）（以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会は条例第5条第1項の規定に基づき、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(協議会の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長が協議会の会議に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

一 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合

二 協議会を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(議事録)

第4条 協議会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長及び会長の指名した委員1人がこれに署名しなければならない。

3 議事録は公開とする。ただし、前条第2項各号に係るものについては、非公開とする。

4 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規定は、平成29年6月8日から施行する。

(附則)

この規定は、平成30年4月1日から施行する。